

許可の条件（抜粋）

- (1) 次に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく（イに掲げる法人の役員の変更（代表権を有しない役員又は社員の変更に限る。）にあつては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更については、毎年7月31日までに）主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下、単に「運輸支局長」という。）に届け出なければならない。
- ア 貸渡人の氏名又は名称及び住所
 - イ 法人の役員
 - ウ 貸渡料金及び貸渡約款
 - エ 貸渡しの廃止
- (2) 配置事務所の名称若しくは所在地の変更（配置事務所の増設を含む。）をしようとする者は、あらかじめ、変更後の事務所の名称又は所在地を、当該事務所の所在地を管轄する運輸支局長に、主たる事務所に係る許可書の写し（当該運輸支局長の許可を受けている場合を除く。）を添えて、届け出なければならない。
- (3) 貸渡自動車の車種は以下の車種区分によることとし、自家用バス（乗車定員30人以上又は車両長が7mを超える車両に限る。）及び霊柩車の貸渡しを行ってはならない。
- ア 自家用乗用車
 - イ 自家用マイクロバス（乗車定員11人以上29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両に限る。以下同じ。）
 - ウ 自家用貨物自動車
 - エ 特種用途自動車
 - オ 二輪車
- なお、自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合は、4. の要件を満たさなければならない。
- (4) 貸渡自動車は、事故を起こした場合に備えて、十分な補償を行いうる次に定める自動車保険に加入していなければならない。
- ア 対人保険 1人当たり 8,000万円以上
 - イ 対物保険 1件当たり 200万円以上
 - ウ 搭乗者保険（搭乗者が補償対象となる人身傷害保険も含む。）
搭乗者1人当たり 500万円以上
- (5) レンタカー型カーシェアリング（道路運送法第80条第1項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として貸渡すことをいう。以下同じ。）を行おうとする場合は、あらかじめ、当該貸渡自動車の配置事務所の所在地を主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出なければならない。